参 考〕 図書館法施行規則 抜粋）

第 2条 司書の講習を受けることができる者は次の各号の一に該当するものとする。

⑴ 大学に 2年以上在学して62単位以上を修得した者。

以下略

第 4条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科　　目	単位数
甲　群	生涯学習概論	1
	図書館概論	2
	図書館経営論	1
	図書館サービス論	2
	情報サービス概説	2
	レファレンスサービス演習	1
	情報検索演習	1
	図書館資料論	2
	専門資料論	1
	資料組織概説	2
	資料組織演習	2
	児童サービス論	1
乙　群	図書及び図書館史	1
	資料特論	1
	コミュニケーション論	1
	情報機器論	1
	図書館特論	1

2 司書の講習を受ける者が、すでに大学において修得した科目であって、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

第 8条 講習を行う大学の長は、第 4条の規定により、司書の講習について、所定の単位を修得した者に対して、修了証書を与えるものとする。